

2021年1月18日  
日本郵便株式会社

## 新型コロナウイルス感染症のセルフPCR検査の検体の取り扱い

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀、以下「日本郵便」）は、新型コロナウイルス感染症のセルフPCR検査※の検体を内容物とする郵便物などについて、検体輸送の社会的要請に応えるとともに、お客さまおよび日本郵便社員（以下、「社員」）の安全を確保するため、次のとおり取り扱いますので、お知らせします。

※ 医療機関などで検査を受ける方法とは別に、民間の検査事業者から自宅などに送付されたPCR検査キットを利用して自身で唾液などの検体を採取し、その検体を返送して、検査する方法。

## 1 取り扱い方法

(1) 取り扱い条件（詳細は別紙のとおりです。）

条件1：検体が不活化されていること。

条件2：検体に対し、医療機関などと同水準の厳重な三重包装がされていること。

(2) 差し出される際は、必ず社員に新型コロナウイルスの検体を内容品とする旨をお申し出ください。この場合、社員が上記(1)の1および2の条件を満たしていることを差出人さまに確認します。なお、条件を満たしていない場合、または満たしていることが確認できない場合は、取り扱いません。また、条件を満たしている場合は、ポストへの<sup>とうかん</sup>投函も可能です。

(3) その他

ア ゆうパックなどの差し出しの際には、ラベルの内容品に「コロナ検体（不活化済）」と明記してください。

イ コンビニエンスストアやゆうパック取扱所および保冷扱いのゆうパックでは、取り扱いません。

## 2 開始日

2021年2月1日（月）

以 上

## 【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-232-886

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

平日 8:00～21:00

土・日・休日 9:00～21:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。